

名護市放課後児童健全育成事業実施事業者募集要項

1. 募集の趣旨

名護市では、令和2年度3月に策定した「第2期名護市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に放課後児童クラブの施設整備を進めております。しかし、社会情勢の変化等により、利用ニーズの増加が当初の想定を上回り、児童の受け皿が十分ではない状況にあります。この状況に対応し、さらなる児童の受け皿の量的拡大を図るため、このたび、屋部小学校区に放課後児童健全育成事業実施者（以下、「事業実施者」という。）を募集します。

屋部小学校区を優先的に増設する理由としましては、名護地区管内は人口密集地であり、クラブ数が多く、近隣校区のクラブを利用できるため定員数にある程度の弾力があります。

その一方で、屋部地区の屋部小校区にはクラブが2つしかなく、近隣校区のクラブを利用するには少し離れた場所に立地しているため定員数に弾力が無く、早急に新規クラブの増設が必要であります。

この要項は、事業実施者を募集し、選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 募集地区

屋部地区（屋部小学校区）

3. 応募資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する個人、法人及びその他の団体とします。なお、応募後においても、応募資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者の応募資格を取り消すものとします。また、原則個人の場合は3年以内に法人化をすること。

- (1) 令和4年4月30日までに名護市内で放課後児童クラブを整備し、令和4年5月1日までに開設することが可能であること。応募がなかった場合は、令和4年7月1日までの開設が可能であることを要件とする2次募集を予定しています。
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を、児童福祉法、名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)その他関係法令を遵守して適正に運営を行うこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 名護市暴力団排除条例(平成23年名護市条例第7号)第5条第1項に掲げる暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 事業実施者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市民税等(①市県民税(特別徴収・普通徴収)②法人市民税③固定資産税)を滞納していないこと。

4. 基本的事項

放課後児童クラブについては、名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条に定める一般原則を満たす事業であって、かつ厚生労働省が策定した放課後児童健全育成事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第8号)の内容を実施するものとします。

ただし、塾やスポーツクラブ等を主たる目的とするものは認められません。

なお、放課後児童クラブの施設整備・運営を行うに当たっては、次の運営指針等をご確認いただき、遵守してください。

- ・放課後児童クラブ運営指針(厚生労働省策定)(平成27年3月31日雇児発0331第34号)
- ・放課後児童健全育成事業実施要綱(厚生労働省策定)
- ・名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・名護市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成27年3月31日告示第67号)

5. 整備方法

本募集要項で募集する事業は、非建築方式で整備するものとします。なお、事業実施者自ら不動産を確保するものとします。

※非建築方式:既存建物の内装等を改修し、当該建物(土地を含む)を賃借して運営する方式。なお、更地に土地の所有者等が建物を新築し、事業実施者が内装等を改修して賃借する方式も可とします(事業実施者が自費で建物を新築する方式も可とします。その場合、施設整備の補助金対象とはなりませんのでご注意ください)。

6. 設置場所の基準

設置場所の基準については、以下のとおりとします。

- (1) 児童が学校から通所する際に安全に通行できるルートが確保できること。なお、学校からの距離が近いことが望ましい。
- (2) 児童が過ごす場所として、周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。
- (3) 放課後児童クラブ設置に関し、近隣住民との良好な関係を確保すること。
- (4) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

(5) 敷地内又は近隣に児童の遊び場が確保できること。

7. 施設整備の基準

「4. 基本的事項」で示した運営指針等のほか、次の項目を満たす施設としてください。

- (1) 事業実施施設（建物）は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、その他関係法令の要件を遵守していること。（検査済証又は建築確認記載事項証明（検査済証交付年月日が記載されているもの）を添付してください。）
- (2) 専用区画面積は、児童 1 人あたり 1.65 m²を確保してください。
※専用区画面積とは、児童クラブ全体の面積からトイレ、事務室、キッチン、静養室等の施設や、ランドセルロッカー、下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場専用の面積をいいます。ただし、静養室を児童の静養及び遊びや生活の場以外の用途に使用しない場合は、専用区画面積に含むことができます。
- (3) トイレは 2 つ以上設置すること（男女別に分けること）。
- (4) 児童クラブ内は、できるだけ児童の様子を見渡すことができる配置とすること。

※障がい児の受け入れに対応した施設とすることが望ましい（障がい児対応トイレを含む）。

8. 運営の基準

次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 対象児童
募集小学校区に居住する児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。なお、児童の通学経路や自宅所在地の状況等を考慮し、隣接する小学校の児童も対象となる場合があります。
- (2) 開所日及び開所時間
開所日・開所時間については、次の基準を下回らないこと。
 - ・月曜日から金曜日 小学校の下校時から午後 7 時まで
 - ・土曜日及び小学校休業日 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで※休所日については、「日曜日」「国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日」「慰霊の日」「12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで」となります。
- (3) 開所時期
令和 4 年 5 月 1 日までの開所とします。
- (4) 保険加入
児童及び放課後児童支援員を対象とした傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

(5) 利用料等

放課後児童クラブを運営する事業者は、利用料として、応分の負担を徴収することができます。利用料は、「(3)開所日及び開所時間」の基準内における保育料と飲食物代等の実費負担を徴収するものとします。

なお、入会金・入所金についても徴収することができるものとします。

(6) 近隣住民対応

近隣住民との良好な関係を確保すること。必ず本募集で申請を行う前に、申請をすることについて事業実施予定地に属する自治会及び近隣住民に説明を行い、その経過を事業計画に記載して提出すること。近隣住民への説明にあたっては、説明資料等を用意したうえで、直接会って丁寧に説明を行うよう努めること(近隣住民が不在の場合は日時を変えて再度訪問いただき、極力、ポスト投函のみにならないようにすること)。また、事業実施者として決定した後は再度説明を行うこと。なお、近隣住民との対応については、事業実施者の責任で対応することとし、ご意見をいただいた場合は迅速かつ適切に対応すること。

(7) 保護者対応

保護者への情報提供及び情報共有を行うとともに、意見、要望を聴く機会を設けること。

(8) 学校・地域との連携

学校との情報交換、連携を密にし、学校・児童の状況を常に把握するよう努めること。学校に依頼の上、必要な情報を常に受信できる体制を構築することが望ましい。

(9) 入所手続き等

入所申し込みの受け付け、入所判定の決定等は、事業実施者が実施すること。なお、入所申し込みに関するスケジュール及び資料等については、事前に市と情報共有を図ること。

(10) 経費

放課後児童クラブの施設整備・運営に係る経費については、「名護市放課後児童健全育成事業交付要綱」の範囲内で市から支出します。それ以外の経費については、事業実施者の負担(保護者からの利用料等を含む)となります。

(11) 開所前手続き

放課後児童クラブの開所にあたっては、事前に「名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、事業開始届を名護市に提出するものとします。

(12) 事業の継続性

本事業実施期間は、開所から10年以上とすること。なお、改修費等施設整備にかかる費用を市で支出する場合、当該施設を10年以上使用すること。

9. 施設整備及び運営の補助金

(1) 施設整備の補助金

賃借物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用については、国、県の補助金に基づき、開所前月分の賃借料等含む場合は1,600,000円、開所前月分の賃借料等含まない場合は1,000,000円を上限に市より補助します(申請時の額を上限とします)。

(2) 賃借料の補助

開設前の改修期間の賃借料は(1)に含めて補助します(補助の対象となる賃借料は開所前月に限ります。改修工事着工前から開所前月までの賃借料は補助の対象外となります)。運営開始後の賃借料は、補助金内で補助します。

(3) 運営費

運営開始後の運営費は、「名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」に基づき市より支払います。

(4) その他

施設整備に係る補助金の支払い時期については、協議の上、決定することとします。また、運営に関する補助金の支払い時期については、年度当初に概算払いを行い、年度末に精算を行います。

10. 申請手続き

(1) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

必要な場合は事前相談も受け付けます。事前相談の日時については、調整のうえ決定しますので電話にてご連絡ください。

ア 受付期間：令和3年12月7日(火)から令和4年1月7日(金)まで
(土日休日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法：募集要項の内容に関する質問書に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。

メールアドレス：kosodateshien@city.nago.lg.jp

ウ 回答方法：回答は名護市公式ホームページ(<http://www.city.nago.okinawa.jp/>)において公表しますのでご確認ください。(質問者は公表しません。)

連絡先：名護市子育て支援課 子育て支援係

電話 (0980) 53-1212 内線 110

(2) 申請

申請書類は下記のとおり受け付けます。書類の確認をしますので、提出の際は事前にご連絡ください。また、受付日時を過ぎてからの追加書類の提出や計画変更(図面

変更や管理者など保育体制の変更)は、こちらから求めた場合を除き認めません。

ア 受付場所：名護市子育て支援課 子育て支援係

イ 受付日時：令和4年1月14日（金）まで（土日休日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出書類

提出書類	注意事項
(表紙) 提出書類一覧表	(別紙)
① 法人概要調書	様式1 ・法人等（運営規定・就業規則・給与規定、法人登記事項証明書・定款等の写しを添付すること。） ・個人（運営規定・就業規則・給与規定を作成し添付すること。）
② 既設児童クラブ等一覧	任意様式。各施設の名称・所在地・定員・開所年月日・保育内容等がわかるもの ※該当する場合のみご提出ください。
③ 事業概要書	様式2（管理予定者の履歴書・従事者（採用決定者がいる場合）の資格取得状況が分かる者を添付すること）
④ 事業計画書	様式3（年間予定行事表を添付すること）
⑤ 整備予定事業所の案内図・配置図・平面図	平面図は、事業者内の諸室配置及び保育室の面積（壁芯面積及び有効面積）を記載（整備後のイメージが分かりやすく記載されていること） ※平面図作成にあたっては、現地を十分に確認し、計画に変更が生じないように留意すること
⑥ 土地・建物の登記全部事項証明書	公図・地積測量図含む
⑦ 整備予定場所の現況写真	正本・副本ともにカラー写真
⑧ 整備内容のわかる見積書（写し）	任意様式 工事費等の概見見積書を添付（設計士作成の見積書可）
⑨ 整備スケジュール	任意様式 ※開発許可・開発工事、建築確認、建築工事などの期間が分かるよう記載 ※事業実施者決定後、整備スケジュールに

	変更が生じた場合には随時市に報告すること（開所年月日の変更は認めません）
⑩ 賃借物件の概要が分かるもの	重要事項説明書など
⑪ 物件が建築基準法に適合していることが分かるもの	建築検査済証（又は検査済証交付年月日の記載がある建築確認記載事項証明）
⑫ 確実に賃借できることを証明するもの	所有権者との仮契約書など。契約の相手方が所有権取得予定者の場合は、相手方が確実に所有権を取得できることを証明するものを含む ※賃借期間と賃借料の月額を明記すること
⑬ 資金計画書	様式4（どのような備品・消耗品を購入するのか等、内訳や用途を説明できるようにすること）
⑭ 補助金総括表	様式5
⑮ 収支予算書	様式6
⑯ 納税証明書等の写し	国・県・市へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの （国税の場合：納税証明書その3の3） （県・市の場合：納税証明書など） ※不明な場合は税務署等で確認してください。

※申請書類の様式は、名護市ホームページからダウンロードしてください。

エ 提出部数：正本1部、副本6部。各1部ずつ①～⑯の番号のインデックスを貼付してください。

11. 事業実施者の選定

(1) 審査方法

名護市放課後児童健全育成事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類の書類審査及びプレゼンテーションにより審査を行い、事業実施者を選定します。プレゼンテーションの詳細については後日お知らせ致します。

- ・事業実施者結果通知：令和4年1月下旬（予定）
- ・通知方法：文書による通知

(2) 選定基準

応募要件及び適合すべき基準を満たしているか等の確認を行い、要件等を満たす事業者について、「名護市放課後児童健全育成事業審査基準（別表）」に基づき審査・採点を行います。各選定委員が評価した点数を合算したものが満点の6割以上となった事

業者を候補とします。複数の候補が生じた場合は、合計点数による順位付けを行い、最も高い評価を得た事業者を第1候補者として選定し、2番目に高い評価を得た事業者を候補者の次点者として選定します。また、合計点数が同点となる者が2業者以上の場合は、選定委員会において評議し、順位付けを行います。

(3) 申請の辞退

申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

12. 失格要件

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ①受付日時を過ぎて提出されたもの
- ②本要項に示された要件に適合しないもの
- ③虚偽の内容が記載されているもの
- ④書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（やむを得ない変更であると市長が認める場合を除く）
- ⑤審査委員又は関係者に選定に関する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- ⑥その他、申請等に関して不正な行為があったと市長が認めた場合

13. スケジュール

開所までのスケジュール概要は次のとおりです。

項目	日程、内容等
公募要項公表 申請書類受付開始	令和3年12月7日（火）～令和4年1月14日（金）
質問事項の受付期間	令和3年12月7日（火）～令和4年1月7日（金）
選定（審査）	令和4年1月21日（金）（予定）
事業実施者決定通知送付	令和4年1月下旬（予定）
施設整備にかかる補助金 申請・決定 開設準備 事業開始届提出	令和4年2月上旬（予定）
開所 運営に係る補助金申請・ 決定	令和4年5月（予定）

14. その他

- (1) 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- (4) 申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるものとします。
- (5) 申請書類は、名護市情報公開条例（平成13年名護市条例第27号）における公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。ただし、法人等の正当な利益を害する恐れのあるものは公開の対象となりません。
- (6) 施設整備に関する補助金については、国県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合があります。
- (7) 事業実施者決定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合、申請内容通りに履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選定結果を取り消す場合があります。
- (8) 本募集により実施する放課後児童健全育成事業について、事業開始後から10年以上経過し、将来的に閉所する場合や実施内容の重要な事項（定員、管理者、保育室の配置など）を変更する場合には、市と協議の上、1年以上の準備期間を設けてください。

特に保育の安定性の面から、管理者については、やむを得ない事情を除き、事業実施者として決定があった日から開所後3年まで異動は行わないこと。ただし、市と協議が整う場合については、この限りではありません。
- (9) 本事業の選定に関して、申請者が名護市放課後児童健全育成事業実施事業者選定委員やその他の本募集関係者と、直接・間接を問わず接触することを禁じます。
- (10) 本募集要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとします。

15. 問い合わせ先

名護市 子育て支援課 子育て支援係

所在地 〒905-8540 名護市港一丁目1番1号

電話 0980-53-1212 （内線110）

別表 名護市放課後児童健全育成事業審査基準

大項目	小項目	配点
Ⅰ 保育内容等について	1 保育理念・保育方針	60
	2 保育内容	
	3 健康管理・安全確保についての考え方	
	4 保護者・地域・学校・市との連携・交流に関する考え方	
	5 障がい児童の受け入れ体制について	
	6 料金設定に関する考え方	
Ⅱ 保育体制について	1 支援員等の配置及び組織の体制に関する考え方	40
	2 人材育成に関する考え方	
	3 個人情報の保護に関する考え方	
	4 危機管理に関する考え方	
Ⅲ 保育施設について	1 施設管理に関する考え方	20
	2 施設整備等に関する考え方	
Ⅳ 運営方法について	1 事業概要について	50
	2 法人運営状況・運営方法について	
	3 運営費用について	
Ⅴ その他	1 整備スケジュール	30
	2 整備施設の概要について	
	3 事業者の特色	
合 計		200